

函館市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市実費徴収に係る補足給付事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者および第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育または法第30条第1項第4号に規定する特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）または法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（以下「特定子ども・子育て支援」という。）の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき次に掲げる費用（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品文房具等に要する費用

(2) 施設等利用給付認定保護者に対する食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用

(事業の内容)

第3条 教育・保育給付認定保護者および施設等利用給付認定保護者の子どもが、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収額に対して、補助対象者が軽減または免除した費用の一部を市が補助する。

(実費徴収額の補助対象となる保護者)

第4条 第2条第1号に定める教育・保育給付認定保護者は市に居住し、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項による被保護世帯（単給世帯を含む。）、第6条第2項による保護を必要とする状態にある世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者または市長が災害その他の理由により生計が困難であると認める教育・保育給付認定保護者とする。

2 第2条第2号に定める施設等利用給付認定保護者は、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、市に居住し、次の第1号もしくは第3号に該当する者または第2号に掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者とする。

(1) 施設等利用給付認定保護者および施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る当該年度（4月1日から8月31日までの利用分にあっては前年度）の市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者。

(2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年終了前子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である場合を除く。）である者。

(3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。

(補助対象となる実費徴収額)

第5条 第2条第1号に定める実費徴収額のうち補助対象となる範囲は

次に掲げる費用とする。ただし、函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第51号）第20条および第46条に基づき特定教育・保育施設等が定める運営規程に定めのある費用（食材料費を除く。）の種類に限る。

- (1) 日用品，文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定教育・保育施設等に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前号に掲げるもののほか，特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用のうち，特定教育・保育施設等の利用において通常必要とされるものに係る費用であって，支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 第2条第2号に定める実費徴収額のうち補助対象となる範囲は副食材料費（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園または幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り，法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。）とする。

（補助対象者）

第6条 補助金の交付の申請を行うことができる者は，法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設，法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者または法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設（以下「施設等」という。）の施設長または施設等を運営する法人等の代表者とする。

（補助金の限度）

第7条 市長は，第5条に定める実費徴収額については下表に定める補助基準月額を限度とし，補助対象経費の実支出額と比較していずれか少ない額を予算の範囲内で交付する。

給食費（副食材料費）	児童1人あたり月額4,700円
教材費・行事費等（給食費以外）	児童1人あたり月額2,500円

(事業実施の承認申請)

第8条 実費徴収に係る補足給付事業を実施しようとする者は、事業実施前にあらかじめ、別記第1号様式「函館市実費徴収に係る補足給付事業実施承認申請書」により市長に申請し、事業実施の承認を受けなければならない。

(承認の通知)

第9条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、その内容審査および必要に応じて行う調査等により、実施事業を承認したときは、別記第2号様式「函館市実費徴収に係る補足給付事業実施承認通知書」により、当該申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請等)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、申請書を提出しなければならない。

2 補助金の交付申請に係る添付書類は、規則第7条第2項の規定にかかわらず、特定支給認定保護者の実費徴収を軽減または免除したことを確認できる書類を提出しなければならない。

3 前項の補助金等交付申請書等を提出したことで、規則第17条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行し、同日以後の施設等の利用に係る実費徴収の補助について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以後の施設等の利用に係る実費徴収の補助について適用する。

附 則

この要綱は，令和6年4月1日から施行する。